

別表

補助対象建築物の建物構造	耐震性能に係る指標（注1）	基準補助単価（1平方メートル当たり）	補助額の算定方法（補助率）
鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等、又は木造	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの	80,000円	旧耐震基準部分(昭和56年6月1日より前に着工した部分)の面積に基準補助単価を乗じて得た額と、工事費（注3）及び工事事務費（ただし、工事費の2.6%に相当する額を上限とする。以下同じ。）の実支出額とを比較して、少ない方の額に、補助割合（3/4）を乗じて得た額
	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの	100,000円	
鉄骨造	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの	120,000円	
	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの		

注1 耐震性能に係る指標は、次のとおりとする。

(1) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の建築物

耐震診断の結果、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の構造耐震指標（以下「I<sub>s</sub>値」という。）が0.3以上で0.6に満たないもの。又は、これと同等の基準に相当するもの。

イ 木造の建築物

耐震診断の結果、木造の構造耐震指標（以下「I<sub>w</sub>値」という。）が0.7以上で1.0に満たないもの。又は、これと同等の基準に相当するもの。

(2) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の建築物

耐震診断の結果、I<sub>s</sub>値が0.3に満たないもの。又は、これと同等の基準に満たないもの。

イ 木造の建築物

耐震診断の結果、I<sub>w</sub>値が0.7に満たないもの。又は、これと同等の基準に満たないもの。

注2 耐震改修工事により確保されるべき安全性は、I<sub>s</sub>値が0.6以上若しくはI<sub>w</sub>値が1.0以上、又はこれらと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

注3 工事費については、次に掲げる経費は補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整理に要する経費

(2) 既存建物の買収経費

(3) その他、耐震改修工事に係る経費として適当と認められないもの